

## 奈良県公安委員会告示第140号

平成30年1月奈良県公安委員会告示第1号（道路交通法の規定による免許関係事務の委託に係る要件）の一部を次のように改正する。

令和元年12月17日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

1の(1)のアを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1の(2)中「目的」を「主たる目的」に改める。